

環境部

議案第 3 2 号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の
美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 2 号大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の
美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明し
ます。

資料の 2 ページをお願いいたします。

今回の条例改正については、法律の改正により、その法律を引用
している条例の項ずれを改正するものです。

具体的には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関す
る法律及び資源の有効な利用促進に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴い、関連する条例である大津市廃棄物の処理及び再利
用の促進並びに環境の美化に関する条例の改正を行うものです。

資料の 3 ページをお願いします。

条例改正の具体的な内容は、当該条例の第 2 8 条第 1 項第 6 号中
の項ずれの整理であり、第 2 条第 1 2 項を第 2 条第 1 4 項に改める
もので、令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

資料の 4 ページをお願いします。

こちらが具体的な改正箇所の新旧対照表となっております。

以上で、議案第 3 2 号のご説明とさせていただきます。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。